

産業振興を通じた論点（案）

I 現状と課題 【資料1-2、1-3参照】

- 現在の地域産業振興策は、概ね次の3つに整理できる。
 - ・ 国直轄（独立行政法人など国の外郭団体も含む）の支援事業
※主に経済産業局単位で実施
 - ・ 国の認定を受けた地方公共団体の計画等に基づき実施される支援事業
 - ・ 地方公共団体が独自に実施する支援事業
- 施策メニューについては、概ね国・地方レベルにおいて類似。
特に国が実施する事業においては、国が画一的に実施するよりも、地域の実情に明るい地方の創意工夫に委ねる方が、効果的に実施できると考えられるものが多い。
 - ・ 中小企業への金融支援
 - ・ ものづくり基盤技術の高度化支援
 - ・ 異分野間連携支援
 - ・ 地域資源活用事業支援
 - ・ 中小企業販路開拓支援
 - ・ 人材育成支援
 - ・ 産業クラスター支援
 - ・ 産業立地・企業誘致
 - ・ 地域新産業の振興（ソーシャルビジネス、コンテンツ産業等）
 - ・ ベンチャー企業支援
 - ・ 商店街・中心市街地活性化支援
 - ・ 伝統的工芸品・地場産業の振興
- 市町村の実施する事業については、市町村の規模、財源等により施策のラインナップにバラツキがあり、また小規模なものも多い。（商店街・中心市街地活性化支援がメイン）
- 補助金のメニューの実施主体が国、外郭団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構等）、都道府県、市町村など多様であり、事業者にとって分かりにくく、効率的な対応となっていない恐れがある。
- 画一的な国における施策では、十分に地域ニーズが汲み取られていないのではないか。（ex.買物弱者支援事業の中止）
- 産業クラスターの支援においては、関わる「政府」の多さ（国においても省庁縦割が生じている）からクラスター内のとりまとめが効果的に行えていないとの指摘がある。
※海外では地方政府が支援主体となって成功している事例も多い 【参考①参照】

Ⅱ 論点

1 国と地方の役割分担

- 原則、産業振興については、下記のような国が推進すべきものを除き、具体的な施策は現場を知る自治体の幅広い裁量の下で、実情に応じた取組が実施されるべきではないか。(⇒産学官ネットワークの一元化、補助金メニューのスリム化)
広域性が高いとされている現在の国の事務についても、主として経済産業局単位実施されている現状から、道州での対応が十分に可能ではないか。
- 以下の事例のような国際競争力強化の観点から取り組むべきものについては、国が引き続き推進していくべきか。
 - ・ 次世代最先端技術等の研究開発への資金投下及び次世代産業に係る調査研究
 - ・ 産業技術等（鉄道技術、省エネ環境技術、原発技術等）の国家的セールス
 - ・ 海外における産業財産権等の日本企業の権利保護
 - ・ 工業規格の国際標準化、及びそれに先立つ国内調整
 - ・ 海外との通商交渉、経済協力協定の締結 等
- 消費者行政等の規制行政については、各地により基準にバラツキがあると混乱をきたすため、規制の枠組みや全国的な基準の策定は、国が行うべきか。また、その基準に基づく事務の執行については、地方に委ねるべきではないか。
- 大型の企業再生に係る金融支援等は引き続き国が行うべきか。また、地域規模の金融支援に係る施策（信用保証協会関係等）は、地方で全て対応できるのではないか。
- 国の産業振興施策の実施については、経済産業局のほか、独立行政法人等（（独）中小企業基盤整備機構等）が担っている部分が多いが、それらの地方移管も同時に進めるべきではないか。
- 産業クラスターの支援については、道州レベルの地方政府の方が国よりも効果的に支援が行えるのではないか。（ネットワーク形成の支援、金融支援、VC等）
- 産業施策を実施するにあたっては、道州が自律的に圏域全体の統一的な産業ビジョン（圏域単位の成長戦略）を策定し、基礎自治体を含むエリア内における事業間の整合を図ることで、より効果的・効率的な施策展開が可能になるのではないか。

2 道州と基礎自治体の役割分担について

- 道州と基礎自治体の間で「二元行政」を避けるためにも、明確な役割分担を設定すべきではないか。
- 基礎自治体を越える広域産業振興（中小企業振興、産業クラスター支援、ベンチャー企業支援等）については、道州に委ねるべきではないか。

- 基礎自治体内で完結する地域性の高い施策（商店街・中心市街地の活性化、伝統的工芸品・地場産業の振興等）については基礎自治体が自立的に担うべきではないか。
- 規制行政については、基礎自治体の財政規模等により対応力に差が生じかねず、道州による補完が必要になってくるのではないか。
- 基礎自治体の施策との調整を図るため、道州が産業ビジョンを策定するにあたっては、基礎自治体が参画する仕組みが必要となってくるのではないか。

3 税財源・財源措置のあり方

- 産業振興には雇用創出、税源涵養など大きな効果が期待される。また、企業もまた納税者であり、徴収された税金はその利益となるように使われるべきとの考え方もある。従って、産業振興策の大半を道州が担うのならば、法人課税は道州の財源とすべきなのではないか。
- 企業活動に伴う外部不経済（環境負荷、交通渋滞など）は広域に及ぶと考えられるので、少なくとも道州又は国レベルで負担と受益を考えるべきではないか。
- 企業もコミュニティの一員であり、基礎的な行政サービスの受益者でもあるので、基礎自治体の課税対象とすべきではないか。
- 法人への課税には、国税の法人税や地方税の法人事業税、法人住民税などがあり、国、都道府県及び市町村にそれぞれ申告・納税しているが、国際競争力の強化、徴税手続きの簡素化、課税ベースの拡大などの観点から抜本的な改革が求められているのではないか。
- 現在、法人事業税の一部が地方法人特別税として税源偏在の調整のために各府県に配分されているが、今後とも各圏域における産業振興の均衡を図るため道州間で財政調整を行うべきか。
- 法人への課税を道州の財源とした場合、道州間で税制優遇等の過当競争に陥り、結局は東京（首都圏）のひとり勝ちに帰結する恐れはないか。